

○農林水産省告示第二千七百五十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成三十年十二月二十一日

農林水産大臣 吉川 貴盛

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
京都府京都市 兵庫県明石市 岡山県美作市	平成三十一年四月一日